



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2017 NOVEMBER / 199号

★ 海外商標情報 ★

1. マドプロ加盟国の増加

多数の指定国に一括して出願及び登録が可能なマドリッドプロトコル（通称「マドプロ」）の利用が増えています。マドプロ加盟国も徐々に増加し、利用しやすくなりつつあります。

タイは2017年8月7日付でマドプロへの加入書をWIPO（世界知的所有権機関）事務局に寄託し、99番目の加盟国となりました。効力発生日は2017年11月7日です。加盟前の国際登録に基づく事後指定も可能です。

インドネシアは2017年10月2日付でマドプロへの加入書をWIPO事務局に寄託し、100番目の加盟国となりました。効力発生日は2018年1月2日です。加盟前の国際登録に基づく事後指定も可能です。

2. フィリピンにおける使用宣誓書の追加要求

フィリピン知的財産庁は商標法規則を改正し、商標登録の更新に係る使用宣言書（Declaration of Actual Use）の提出期間を変更しました。これにより、更新登録日（フィリピン指定の国際登録の場合は国際登録の更新登録日）から1年以内にも使用証拠を伴った使用宣言書の提出が要求されることになりました。この規則は2017年8月1日より施行されています。

この規則は2017年1月1日以降に更新期限を迎えた全ての商標登録（国際登録を含む）について適用されるため、既に更新手続を終えたものでも当該使用宣言書を提出しなければならない場合があります。新規規則に伴い、フィリピン商標出願／登録について要求される使用宣言書の提出期限は以下のとおりとなります。

- 1) 出願日（国際登録の場合は国際登録日又は事後指定日）から3年以内（但し、6ヶ月の延長可）
- 2) 登録日（国際登録の場合は保護確定日）から5年経過後1年以内
- 3) 更新登録日（国際登録の場合も同様）から1年以内
- 4) 更新登録日（国際登録の場合も同様）から5年経過後1年以内

3. ユーラシア連合商標制度の創設

アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシアからなる統一経済圏を「ユーラシア経済連合（EAEU）」といいます。現在、「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」（ユーラシア連合商標協定）の草案が公表されており、2018年に発効する予定といわれています。この制度が施行されたときには、1つの商標出願手続により、加盟国のすべてで効力を有する商標登録を受けることができるようになります。

この制度の下では、欧州連合商標制度のように統一的に審査・登録を行う欧州連合知財庁（EUIPO）に相当する独立した機関がなく、各加盟国がそれぞれ独自の実体審査を行うという特徴があります。

出願人は加盟国のいずれの国の商標庁（受理官庁）に対しても出願することができます。受理官庁で方式審査が終わると、各加盟国の商標庁へ送られ、そこで実体審査されます。審査結果は各加盟国の商標庁から受理官庁へ送られます。加盟国すべてで登録許可通知があったとき、受理官庁は出願人に登録許可通知を送ります。

各加盟国の商標庁のいずれかで拒絶されたときには、受理官庁は出願全体を拒絶します。この場合、拒絶された加盟国の出願を放棄し、許可通知があった国に対してのみ国内登録に出願変更することができます。

メリットとしては、1つの出願ですべての加盟国への登録や更新が可能となるので、手続が簡易化され、費用面でも安くなるということです。